

中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託

2 業務内容、目的

仕様書に記載のとおり

3 事業者の選定方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。
詳細は、本要領のほか提案書の審査基準に記載のとおりとする。

4 公募スケジュール

公募スケジュールは下表のとおりとする。

日時	項目
令和8年6月3日	公募手続の開始
令和8年6月3日～令和8年6月19日	仕様書の配布
令和8年6月3日～令和8年6月12日	質問受付
令和8年6月15日	質問回答期限
令和8年6月3日～令和8年6月22日	提案書の提出期間
令和8年6月29日	ヒアリング及び審査
令和8年6月下旬	優先交渉権者の選定

5 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

(1) 単独の事業者による参加の場合

- (ア) 書類提出時点において、刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (ウ) この要項に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による手続き中でないこと。
- (オ) 国税及び地方税について滞納がない法人であること。
- (カ) 過去5年以内に、以下の業務実績を有すること。

民間、国、または自治体等におけるスポーツ施設の誘致に関する検討業務、または、これらに類似する業務委託（例：スポーツ施設以外の誘致検討業務）、または、民間、国、または自治体等におけるスポーツ関連分野の調査検討業務や官民連携調査業務。

※実績については、再委託先の実績も可とする。

(キ) 他の自治体が実施する中日ドラゴンズファーム拠点の移転に関する業務を受託していない者であること。

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

(ア) 共同企業体の各構成員が、上記（1）の参加資格を満たすこと。

(イ) 「中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務共同企業体取扱要領」に準拠すること。

(ウ) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(エ) 共同企業体の構成員は、業務期間を通じて、本業務を遂行する業務を連帯して負うこと。

(オ) 共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認めない。

(カ) 共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同企業体の構成員でないこと。

6 仕様書等の配布

仕様書等は、令和8年6月3日（水）から令和8年6月19日（金）午後5時まで、市役所4階企画政策課窓口及びメールでの配布とする。その際に、様式第1号秘密保持に関する誓約書を持参すること。なお、提出は郵送も可とする。

7 質問受付・回答

(1) 本件に関する質問については、様式第2号を用いてメールで提出すること。

なお、メール件名は「【質問】中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託について」とすること。

ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 受付期限：令和8年6月3日（水）から12日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法：質問に対する回答は、様式第1号秘密保持に関する誓約書を提出いただいた全事業者にメールにて送付をする。なお、質問内容によっては、回答しないことがある。

(4) 回答期限：令和8年6月15日（月）（予定）

(5) 質問先：後述記載「問い合わせ先・提出先」のとおり

8 応募期限等

- (1) 応募期限 : 令和8年6月22日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法 : 持参又は送付及びメールでの送付
なお、メール1通あたりの受信容量が10MBまでのため、容量
が大きい場合は複数にわけて送付すること。
- (3) 提出物書類一式 : 正本1部 副本10部(コピー可) 電子データ1部
- (4) 提出先 : 後述記載「問い合わせ・提出先」のとおり

9 応募書類

- (1) 提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版とする。ただし、様式第6号企画提案書はA3片面使いとする。

- (様式第3号) 業務委託申込書
- (様式第4号) 法人等概要書
- (様式第5号) 業務実績書
- (様式第6号) 企画提案書
- (様式第7号) 見積書(押印省略)
- (様式第8号) 誓約書

※ただし、共同企業体での応募の場合は、下記を提出書類に追加する。

- (様式第1号(7条関係)) 特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書
- (様式第2号(7条関係)) 使用印鑑届
- (様式第3号(7条関係)) 委任状
- (参考様式(7条関係)) 特定業務委託共同企業体協定書

10 審査・選考方法

- (1) 審査委員会において、企画提案書及びヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案者を選考する。ただし、評価の平均点が6割未満であった場合においてはこの限りではない。
- (2) 審査委員会は、令和8年6月29日(月)に実施する。なお、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。
・ヒアリング時間 : 企画提案書の説明10分、質疑応答10分程度
- (3) 審査基準
審査基準は別に定め、総合的に評価し選考する。
- (4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知することとし、電話等による問い合わせは応じません。

1.1 委託契約

選考により決定した提案書の提案者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）（予定）

(2) 委託料の上限※本業務に係る予算額の範囲内とする。

32,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- (ア) 提案書の提出及び審査委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のためのものであること。
- (イ) 選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- (ウ) 契約内容等の協議が整わない場合、業務を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (エ) 本業務に係る予算が議会で成立しなかった場合は、プロポーザルを無効とし、契約は締結しないものとする。

なお、これに伴い提案事業者に生じた費用について、本市は負担しない。また、当該事由により本市が契約を締結しない場合であっても、本市に対し損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

1.2 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 「5 応募資格」のない者。
- (2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- (8) 委託料の上限額を上回る場合

1.3 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 契約を締結した提案者以外の企画提案書は返却する。
- (3) 提出された書類等は刈谷市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (4) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。

- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 球団等が公表する募集要項等により、プロポーザルのスケジュールを変更する場合がありますので、その際は、本市ホームページへの掲載及びメール等による周知を実施する。

1.4 問い合わせ先・提出先

刈谷市 企画財政部 企画政策課 政策推進係 担当 波切・石川

住所：刈谷市東陽町1丁目1番地（刈谷市役所4階）

電話：0566-95-0003（直通）

Mail：kikaku@city.kariya.lg.jp

中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託」に際して、円滑な委託業務を図ることを目的として結成する特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、構成員を結成させるものをいう。

(共同企業体の履行方式)

第3条 共同企業体の結成に当たっては、共同履行方式（甲型方式）によるものとする。

(構成員の結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、刈谷市入札参加資格者名簿に登載された者の中の自主的な合意に基づき結成する。

(出資比率)

第5条 共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、第6条の規定による出資比率の最大の者とする。

(申請)

第7条 共同企業体は、特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用印鑑届（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 特定業務委託共同企業体協定書（参考様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(資格有効期間)

第8条 共同企業体としての有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札した共同企業体は、当該業務委託が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとする。
- (2) 前号以外の共同企業体は、入札終了時までとする。

(解散後のかし担保責任)

第9条 企業体が、業務委託を完了し、解散した後において、当該業務委託にかしがあった場合は、刈谷市委託業務契約条項に従い、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(調査指導)

第10条 共同企業体の適正な運営を確保するために、必要に応じて建設工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 8年 6月3日から施行する。